

重要事項のご説明

V5493

この書面ではGK ケガの保険(パーソナル総合傷害保険)契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。
ご契約の内容は、保険の種類に応じた**普通保険約款**(パーソナル総合傷害保険(普通傷害型)普通保険約款またはパーソナル総合傷害保険(交通傷害型)普通保険約款)・**特約**によって定まります。普通保険約款・特約は、ご契約後、保険証券(または保険契約継続証)とともにお届けします。事前に必要な場合は、取扱代理店または当社までお申出ください。

保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者にも必ずご説明ください。

●**保険申込書**への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。

●この書面を、ご契約後にお届けする保険証券(または保険契約継続証)とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

※普通保険約款・特約は、インターネットの「お客さまWebサービス(Web約款)」でご覧いただくこともできます。保険契約者のお申出により、ご契約後の普通保険約款・特約の冊子のお届けを省略させていただく場合は、本サービスをご利用ください。なお、お申込み後に冊子をご希望の場合は、取扱代理店または当社にご連絡ください。

この書面の構成

契約概要の ご説明

2～3
ページ

- 1 商品の仕組みおよび引受条件等
- 2 保険料
- 3 保険料の払込方法について
- 4 満期返れい金・契約者配当金
- 5 解約返れい金の有無

注意喚起情報の ご説明

4～6
ページ

- 1 ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)
- 2 告知義務等
- 3 補償の開始時期
- 4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等
- 5 保険料の払込猶予期間等の取扱い
- 6 失効について
- 7 解約と解約返れい金
- 8 最低保険料について
- 9 保険会社破綻時等の取扱い

その他の ご説明

7～最終
ページ

- 1 ご契約時にご注意いただきたいこと
～注意喚起情報のほかご注意くださいこと～
- 2 ご契約後にご注意いただきたいこと
～注意喚起情報のほかご注意くださいこと～
- 3 保険金をお支払いする場合に該当したときの手続
- 4 個人情報の取扱いについて
- 5 主な保険金・特約一覧

ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、[普通保険約款・特約](#)等でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

●この保険は、**被保険者**が事故により**ケガ**をされた場合に**保険金**をお支払いします。被保険者の範囲や、保険金が支払われる事故の種類によって加入プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

○：対象　一：対象外

○: 対象 —: 対象外

プラン	被保険者の範囲	基本補償の対象となる関係者			基本補償の保険金が支払われる事故	
		本人 ^(※1)	配偶者	親族 ^(※2)	交通事故	左記以外の事故
普通傷害プラン	本人型	○	－	－	○	○
	夫婦型	○	○	－	○	○
	配偶者対象外型	○	－	○	○	○
	家族型	○	○	○	○	○
交通傷害プラン	本人型	○	－	－	○	－
	夫婦型	○	○	－	○	－
	配偶者対象外型	○	－	○	○	－
	家族型	○	○	○	○	－

(※1) **保険申込書**の被保険者欄記載の方(本人型以外においては被保険者ご本人)をいいます。

(※2) ○「配偶者対象外型」においては、配偶者以外の次のいずれかの方をいいます。

- ・本人と同居の、本人の6親等内の血族および3親等内の姻族
- ・本人と別居の、本人の未婚の子

○「家族型」においては、次のいずれかの方をいいます。

- ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
- ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

●日常生活賠償特約と受託物賠償責任補償特約の被保険者の範囲は、次のとおりとなります(本人が満22才以下の場合で、かつ、被保険者の範囲が本人型の場合には一部被保険者の範囲が異なります。詳細は普通保険約款・特約等でご確認ください。)

本人、配偶者、同居の親族および別居の未婚の子。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際における

(2) 補償内容

保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです(その他の保険金は [その他のご説明](#) の「5.主な保険金・特約一覧」(8～11ページ)に記載しています。)。詳細については、普通保険約款・特約等でご確認ください。また、保険金の種類は複数のパターンで組み合わせることが可能です。

① 保険金をお支払いする主な場合(主な支払事由)と保険金のお支払額

【補償地域欄の説明】 「国外」欄が×の場合 :日本国外における事故等は補償の対象となりません。

「国内」欄・「国外」欄ともに○の場合：日本国内外を問わず、「保険金をお支払いする場合」欄に記載された事故等が補償の対象になります。

保険金の種類	補償地域		保険金をお支払いする場合		保険金のお支払額 (普通傷害プラン・交通傷害プラン共通)
	国内	国外	普通傷害プラン	交通傷害プラン	
死亡保険金	○	○	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	保険期間中の交通事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。
後遺障害保険金 ☆後遺障害等級第1～7級限定補償特約セット 右頁参照	○	○	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害が生じた場合 (注) 後遺障害等級第1～7級限定補償特約をセッティしない場合(企業等の災害補償規定等特約をセッとする場合に限ります。)は、保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。	保険期間中の交通事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害が生じた場合 (注) 後遺障害等級第1～7級限定補償特約をセッティしない場合(企業等の災害補償規定等特約をセッとする場合に限ります。)は、保険期間中の交通事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～42%をお支払いします。 (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 (注5) 後遺障害等級第1～7級限定補償特約をセッティしない場合(企業等の災害補償規定等特約をセッとする場合に限ります。)は、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。この場合で、同一の部位に後遺障害を加重されたときは、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。
入院保険金	○	○	保険期間中の事故によるケガのため、入院された場合	保険期間中の交通事故によるケガのため、入院された場合	[入院保険金日額]×[入院した日数]をお支払いします。 (注1) 入院した日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生日からその日を含めて支払対象期間(180日)が満了した日の翌日以降に入院した日数 ・1事故に基づく入院について、入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数(180日)に到達した日の翌日以降に入院した日数 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。
手術保険金	○	○	保険期間中の事故によるケガの治療のため、入院保険金の支払対象期間(180日)中に手術を受けられたとき	保険期間中の交通事故によるケガの治療のため、入院保険金の支払対象期間(180日)中に手術を受けられたとき	1回の手術について、次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術の場合…[入院保険金日額]×10 ② ①以外の手術の場合…[入院保険金日額]×5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ・ 同一の日に複数回の手術を受けた場合 手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてののみ保険金をお支払いします。 ・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・ 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回ののみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。
通院保険金 ☆実通院日ごみの通院保険金支払特約セット ☆通院保険金の保険期間中の支払限度に関する特約セット 右頁参照	○	○	保険期間中の事故によるケガのため、通院された場合	保険期間中の交通事故によるケガのため、通院された場合	[通院保険金日額]×[通院した日数]をお支払いします。なお、お支払いする保険金は、保険期間を通じ、次の日数をもって限度とします。 ① 本人および配偶者については、それぞれ30日 ^(*) ② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに30日 (注1) 通院した日数には事故の発生日からその日を含めて支払対象期間(180日)が満了した日の翌日以降に通院した日数を含みません。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3) 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (*) 企業等の災害補償規定等特約をセッとする場合は、支払限度日数を90日に変更することができます。

●「GK ケガの保険」では、後遺障害等級第1～7級限定補償特約^(※1)、実通院日のみの通院保険金支払特約および通院保険金の保険期間中の支払限度に関する特約を自動セットしているため、普通傷害保険や団体総合生活補償保険等とは、特に次の点で補償内容が異なります。

後遺障害保険金	後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合（100%～42%）を適用すべき後遺障害に該当した場合のみ後遺障害保険金をお支払いし、第8～14級（34%～4%）等に相当する後遺障害が生じた場合はお支払いしません（後遺障害等級第1～7級限定補償特約 ^(※1) をセットしない場合を除きます。）。
通院保険金	実際に通院された日数に対してのみ通院保険金をお支払いします。骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った部位を固定するためにギプス等を常時装着した場合であっても、実際に通院しなかった日に対しては、通院保険金をお支払いしません。
	保険期間中に事故によるケガを複数回された場合であっても、通院保険金をお支払いする日数は、保険期間を通じ、次の日数をもって限度とします。 ① 本人および配偶者については、それぞれ30日 ^(※2) ② ①以外の被保険者については、その被保険者ごとに30日

(※1) 企業等の災害補償規定等特約をセットする場合に限り、後遺障害等級第1～7級限定補償特約をセットしないことができます。
(※2) 企業等の災害補償規定等特約をセットする場合に限り、90日に変更することができます。

- 交通傷害プランについては、次に掲げる事故等によるケガに限り、保険金をお支払いします。
1. 運行中の**交通乗用具**との衝突、接触等の交通事故^(※)
 2. 運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故^(※)
 3. 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は対象になりません。）
 4. 乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
 5. 道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故^(※)（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限りです。）
 6. 交通乗用具の火災
- (※) 立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

②**保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）**
【注意喚起情報のご説明】の「4. (1) 保険金をお支払いしない主な場合」（4～5ページ）をご参照ください。詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(3) **セットできる主な特約およびその概要**

セットできる主な特約は**【その他のご説明】**の「5. 主な保険金・特約一覧」（8～11ページ）をご参照ください。詳細については、普通保険約款・特約等でご確認ください。

(4) **保険期間**

この保険の保険期間は、1年間です。また、お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(5) **引受条件**

- 被保険者ご本人としてご加入いただける方は、**始期日**時点における年齢が満69才以下の方です。ただし、セットする特約により、条件が変わる場合があります。
（注）育英費用補償特約をセットする場合は、**満期日**において満22才以下の方または学校教育法に定める学校に在籍する方および入学手続を終えた方で扶養者がいる方となります。
- ご契約いただく**保険金額**につきましては、次の点にご注意ください。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険金額につきましては、保険申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
- ① 保険金額は被保険者の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
 - ② 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の**危険**を補償する他の保険契約等」^(※1)と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。
 - ・ 始期日時点で被保険者^(※2)が満15才未満の場合
 - ・ 保険契約者と被保険者^(※2)（満15才以上）が異なる場合で、その被保険者の同意（署名）が当社所定の書面にないとき
 - ③ 本人型以外の場合、被保険者ご本人以外の被保険者（被保険者ご本人の配偶者および親族）についてご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」^(※1)と通算して、被保険者1名につき1,000万円が上限となります。
- (※1) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、パーソナル総合傷害保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
(※2) 本人型以外の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。

2. **保険料**

保険料は保険金額等によって決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

3. **保険料の払込方法について**

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、12回に分けて払い込む分割払とがあります。分割払の場合には、保険料が割増となります。
また、当社の指定するクレジットカードによる払込方式などもあります。

<払込回数と割増率>

払込方式	口座振替方式
払込回数	12回
割増率	5%

4. **満期返れい金・契約者配当金**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. **解約返れい金の有無**

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社にご連絡ください。解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。**【注意喚起情報のご説明】**の「7. 解約と解約返れい金」（5ページ）をご参照ください。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277（無料）

【受付時間】

平日 9:00～20:00

土日・祝日 9:00～17:00

（年末・年始は休業させていただきます）

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189（無料）

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808〔ナビダイヤル（有料）〕

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(http://www.sonpo.or.jp/)

注意喚起情報のご説明

ご契約に際して**保険契約者**にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、**普通保険約款・特約**等でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1.ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険の**保険期間**は1年であることから、ご契約のお申込み後にご契約の撤回または解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

2.告知義務等

(1) 契約締結時における注意事項(告知義務—保険申込書の記入上の注意事項)

特にご注意ください

保険契約者、**被保険者**には、ご契約時に**危険**に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)

保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご契約を解除し、**保険金**をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記入内容を必ずご確認ください。

次の事項について十分ご注意ください。

他の保険契約等^(*)に関する情報

(*) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、パーソナル総合傷害保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) その他の注意事項

■ 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、保険申込書等の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、パーソナル総合傷害保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■ 保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	・ 死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注1) 死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。 なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が 無効 となります。 また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。 (注2) 保険契約者は、 本人 以外の被保険者について、死亡保険金受取人を定め、または変更することはできません。
	上記以外	・ 普通保険約款・特約に定めております。

■ ご契約後、保険契約者の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

■ 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

① この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合

- ・ 当社に保険金を支払わせることを目的として**ケガ**等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ・ 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合

④ **他の保険契約等**との重複により、**保険金額**等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の**親族**関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が当社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(注) 本人型以外においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による解約が行われた場合には、保険契約者は次の①または②いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、被保険者ご本人が後遺障害保険金の支払いを受けていた場合には②によるものとします。

① 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。

② この保険契約を解約すること。

(*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

3.補償の開始時期

始期日の午後4時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。**保険料**は、保険料の払込みが猶予される場合^(*)を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後であっても、払込みを怠った場合、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。

(*) 保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、「5.保険料の払込猶予期間等の取扱い」(5ページ)をご参照ください。

4.保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

特にご注意ください

この保険では、次のいずれかに該当する**ケガ**に対しては保険金をお支払いしません。なお、保険金を支払わない場合の詳細については、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

死亡保険金	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 自動車等 の無資格運転、 酒気帯び運転 または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、当社が保険金を支払うべきケガの 治療 によるものである場合には、保険金をお支払いします。)
後遺障害保険金	● 戦争、 その他の変乱 、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ

入院保険金	●原因がいかるときでも、 頸(けい)部症候群 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る 医学的他覚所見 のないもの ●入浴中の 溺水 (ただし、当社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかるときでも、 誤嚥(えん) によって生じた肺炎
手術保険金	普通傷害プランの場合のみ適用となります。 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具を用いて 競技等 をしている間のケガ
通院保険金	交通傷害プランの場合のみ適用となります。 ● 交通乗用具 を用いて競技等をしている間のケガ ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積み卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ

(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

など

●補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業

補償対象外となる運動等
山岳登はん^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。 (※2) グライダーおよび飛行船を除きます。 (※3) 職務として操縦する場合を除きます。 (※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。
補償対象外となる職業
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(2) 重大事由による解除

- 次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ① 当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
 - ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

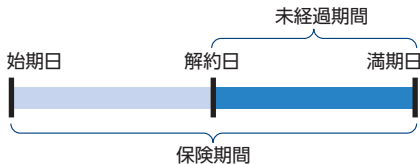
- (1) 保険料を分割して払込みいただく場合、第2回目以降の**分割保険料**は、**保険料払込期日**までに払込みください。払込猶予期間(保険料払込期日の翌月末日^(※))までに分割保険料の払込みがない場合には、その保険料払込期日の翌日以後に生じた保険金支払事由については保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
(※) 保険料の払込方法が口座振替のご契約の場合は、保険料が払い込まなかったことについて故意または重大な過失がなかったときは、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。ただし、この場合は保険料払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は生じ、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が**失効**(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。
- (3) **初回保険料**を口座振替で払込みいただく場合、保険料は保険期間の開始する月の翌月に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には、保険金をお支払いしないことがあります。
初回保険料の引き落とし前に事故が発生した場合は、原則として、取扱代理店または当社へ初回保険料を払い込んでください。当社にて初回保険料の払込みを確認させていただいた後、保険金をお支払いします。

6.失効について

ご契約後に、被保険者全員が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。
なお、被保険者全員が死亡保険金をお支払いする場合に該当した場合を除き、未経過期間分の保険料を返還します。

7.解約と解約返れい金

- ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。
- ・ 解約の条件によって、解約日から**満期日**までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。
 - ・ 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。特に、分割払保険料を口座振替で払込みいただくご契約で「初回保険料口座振替特約」をセットしたご契約については、原則として追加請求が生じます。



8.最低保険料について

- ・この保険契約の最低保険料は1,000円となります。
- ・保険契約が失効となる場合、または保険契約を解約される場合、払込みいただいた保険料が1,000円未満のときは、1,000円との差額を払込みいただく必要があります。ただし、分割払契約の場合および保険契約の中途更改に伴う保険料返還の場合は除きます。

9.保険会社破綻時等の取扱い

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは
「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】

平日 9:00～20:00

土日・祝日 9:00～17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまで
ご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

その他のご説明

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、**普通保険約款・特約**等でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1.ご契約時にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかご注意ください～

- 保険料領収証の発行
保険料を払込みいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
(注) 保険料の払込方法が口座振替等の場合には、発行されません。
- 環境保護への取組みに対する寄付等について
普通保険約款・特約は、当社ホームページ(Web約款)でご覧いただくことができます。ご契約時に、冊子の約款に代えて、新たにWeb約款を選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組みなどに寄付を行います。
- 取扱代理店の権限
取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- ご契約条件について
被保険者のご年齢によりお引受できない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 補償の重複
法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や**保険金額**、ご契約の要否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。
- 契約内容登録制度について
お客さまのご契約内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの**保険金**のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

<補償が重複する可能性のある主なご契約・特約>

①	GK ケガの保険 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	GK ケガの保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	ゴルフ保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
③	GK ケガの保険 育英費用補償特約	学生・子ども総合保険 育英費用保険金

○契約内容登録制度のあらまし

死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金およびこれらの保険金と同様の内容を有する保険金をお支払いする保険契約をお引受した場合、損害保険会社からの連絡により、一般社団法人 日本損害保険協会に保険契約に関する事項が登録されます。損害保険会社は、この後、その保険契約について保険金額の増額等の契約内容変更手続が行われた場合または同じ被保険者について新たな保険契約を締結した場合もしくはその死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金等の請求があった場合、登録内容を契約の存続またはこれらの保険金のお支払いの参考とさせていただきます。損害保険会社は本制度により知り得た内容を保険契約の存続およびこれらの保険金のお支払いの参考とする以外に用いることはありません。また、一般社団法人 日本損害保険協会および損害保険会社は、本制度により知り得た内容を他に公開いたしません(ただし、犯罪捜査等にあたる公的機関からの要請を受けた場合のその公的機関への開示を除きます。)。登録内容については当社または一般社団法人 日本損害保険協会に照会することができます。なお、照会できる方は、**保険契約者**または被保険者に限るとともに、照会できる内容はそのご本人に関する情報のみとなります。

2.ご契約後にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかご注意ください～

- 保険証券(または保険契約継続証)の保管・確認
お届けする保険証券(または保険契約継続証)は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券(または保険契約継続証)が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- その他の注意事項
 - 次のような場合には、**保険期間**終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - ◎著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合
 - ◎**満期日**時点でこの保険の引受範囲外となった場合
 - 当社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を**始期日**とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 通院保険金の保険期間中の支払限度に関する特約をセットしているため、保険期間の途中で通院保険金日額を変更することはできません。

3.保険金をお支払いする場合に該当したときの手続

- 保険金をお支払いする場合に該当したときの当社へのご連絡等
 - 保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または当社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、当社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
 - 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に当社へご相談ください。なお、あらかじめ当社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。
<示談交渉サービス>
日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、当社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を当社へ直接請求することもできます。
- 保険金のご請求時にご提出いただく書類
被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の●を付した書類のうち、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただけます。
(注1) 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。
(注2) 損害賠償請求権者が当社に損害賠償額を直接請求する場合は、次表の「相手への賠償」と同様です。
(注3) 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類		補償種類		
	書類の例	ケガに関する補償	相手への賠償	その他の補償 ^(*)
(1) 当社所定の保険金請求書	当社所定の保険金請求書	●	●	●
(2) 当社が保険金の支払事由の発生有無、保険金が支払われない事由に該当する事実の有無、損害の程度を確認するために必要な書類	当社所定の同意書(医師や公的機関に照会し説明を求めることについての同意を含みます。)、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、スコアカード(ホールインワン・アルバトロス費用補償特約の場合) 等	●	●	●
(3) 被保険者またはその代理人(親権者、代理請求人、相続人等)の保険金請求であることを確認するための書類	住民票、健康保険証(写)、戸籍謄本、戸籍抄本、委任状、印鑑証明書、商業登記簿謄本、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 等	●	●	●

保険金のご請求に必要な書類		補償種類		
		書類の例	ケガに関する補償	相手への賠償 その他の補償 ^(*)
(4) 診断書、診療状況中告書、治療等に要した費用の領収書およびその他費用の額を示す書類	当社所定の診断書、診療状況中告書、入院（・通院）状況中告書、診療報酬明細書、治療費の領収書、診療明細書 等	●	—	—
(5) 公の機関（やむを得ない場合には第三者）等の事故証明書	警察署・消防署等の公の機関、交通機関、医療機関、施設管理者、勤務先等の事故証明書 等	●	●	●
(6) 死亡診断書または死体検案書、戸籍謄本	死亡診断書、死体検案書、出生から死亡までの連続性が確認できる戸籍謄本、除籍謄本 等	●	—	—
(7) 後遺障害診断書およびその他の後遺障害による損害の内容・程度を示す書類	当社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料、その他の後遺障害の内容・程度を示す書類 等	●	—	—
(8) 損害賠償の額、費用の額および損害賠償請求権者等を確認する書類 ① 他人の身体障害の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ② 他人の財物破損（破損財物の使用不能による間接損害を含む）の程度、損害額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ③ 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払または保険金の支払に関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、治療費の領収書、休業損害証明書、源泉徴収票、戸籍謄本 等 修理見積書・領収書、取得時の領収書、建物登記簿謄本、賃貸借契約書、決算書類、事故前後の売上計画・実績 等 示談書、判決書、当社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書、争訟費用に関する領収書の明細 等	—	●	—
(9) その他必要に応じて当社が求める書類 ① 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、保険会社等からの支払い通知書、労災支給決定通知 等	●	●	●

(*) 携行品に関する補償、ホールインワン・アルバトロス費用に関する補償などをいいます。

■ 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、当社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」
② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*) 法律上の配偶者に限ります。

■ 当社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}

(*)1 保険金請求に必要な書類は、「(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(*)2 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(*)3 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

■ 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期の詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。

4. 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、当社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内、ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 当社およびグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・国債・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

② 提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○ 契約等の情報交換について
当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○ 再保険について
当社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

5. 主な保険金・特約一覧

(1) ご契約の条件によってお支払いする主な保険金は次のとおりです。 なお、ご契約の内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細については、普通保険約款・特約等でご確認ください。		【プラン欄の記号説明】 普…普通傷害プラン 交…交通傷害プラン ◆：基本補償 ◇：オプション補償（「保険金の種類・特約」欄に記載された特約をセットされた場合のみ保険金をお支払いします。） —：セット不可		【補償地域欄の説明】 「国外」欄が×の場合：日本国外における事故等は補償の対象となりません（「保険金をお支払いする場合」欄をご確認ください）。 「国内」欄・「国外」欄ともに○の場合：日本国内外を問わず、「保険金をお支払いする場合」欄に記載された事故等が補償の対象となります。	
プラン	保険金の種類・特約	補償地域	保険金をお支払いする場合		保険金をお支払いしない主な場合
普	交	国内	国外		
◆	◆	○	○	契約概要のご説明の「1.(2)①保険金をお支払いする主な場合（主な支払事由）と保険金のお支払額」（2～3ページ）をご参照ください。	注意喚起情報のご説明の「4.(1) 保険金をお支払いしない主な場合」（4～5ページ）をご参照ください。
◇	—	○	○	扶養者が、保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、重度後遺障害の状態になられた場合	● 保険契約者、被保険者、扶養者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しでの運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、当社が保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ● 戦争、その他の変乱、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 地震もしくは噴火またはこれら原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ ● 入浴中の湯水（ただし、当社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。）

プラン		保険金の種類・特約	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合				
普	交		国内	国外							
							●原因がいかなくなるきでも、誤嚥(えん)によって生じた肺炎 ●扶養者の方が保険金をお支払いする場合に該当したときに、被保険者(保険の対象となるお子さま)を扶養されていない場合 など				
◇	◇	日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	○	×	保険期間中の日本国内における次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ① 本人の居住の用に供される住宅^(※1)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (注) 被保険者の範囲は、下表のとおりです。 <table><tr><th>右記以外の場合</th><th>被保険者本人が満22才以下の場合で、かつ、被保険者の範囲が本人型の場合^(※2)</th></tr><tr><td>① 本人 ② 配偶者 ③ 本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の親族^(※3) ④ 本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子</td><td>① 本人 ② 親権者およびその他の法定の監督義務者 ③ 配偶者 ④ 次に掲げるいずれかの者と同居の、本人またはその配偶者の親族^(※3) ア. 本人 イ. 親権者 ウ. 配偶者 ⑤ ④アからウまでに掲げる者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子</td></tr></table> (※1) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (※2) 「被保険者の範囲に関する特約(親権者補償用)」が自動セットされます。 (※3) 「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。	右記以外の場合	被保険者本人が満22才以下の場合で、かつ、被保険者の範囲が本人型の場合 ^(※2)	① 本人 ② 配偶者 ③ 本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の親族 ^(※3) ④ 本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子	① 本人 ② 親権者およびその他の法定の監督義務者 ③ 配偶者 ④ 次に掲げるいずれかの者と同居の、本人またはその配偶者の親族 ^(※3) ア. 本人 イ. 親権者 ウ. 配偶者 ⑤ ④アからウまでに掲げる者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)*および訴訟費用^(※)等をお支払いします。 (※) 当社の書面による同意が必要となります。 (注1) 法律上の賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。 (注3) 被保険者のお申出により、示談交渉をお受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)*が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)*が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任(受託物賠償責任補償特約で補償の対象となります。) ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等の車両(ゴルフ場敷地内のゴルフカートを除きます。)*、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
右記以外の場合	被保険者本人が満22才以下の場合で、かつ、被保険者の範囲が本人型の場合 ^(※2)										
① 本人 ② 配偶者 ③ 本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の親族 ^(※3) ④ 本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子	① 本人 ② 親権者およびその他の法定の監督義務者 ③ 配偶者 ④ 次に掲げるいずれかの者と同居の、本人またはその配偶者の親族 ^(※3) ア. 本人 イ. 親権者 ウ. 配偶者 ⑤ ④アからウまでに掲げる者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子										
◇	◇	受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約	○	○	保険期間中で、受託物^(※1)を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、破損^(※2)・紛失・盗難が生じ、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 (注) 被保険者の範囲は、下表のとおりです。 <table><tr><th>右記以外の場合</th><th>被保険者本人が満22才以下の場合で、かつ、被保険者の範囲が本人型の場合^(※3)</th></tr><tr><td>① 本人 ② 配偶者 ③ 本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の親族^(※4) ④ 本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子</td><td>① 本人 ② 親権者およびその他の法定の監督義務者 ③ 配偶者 ④ 次に掲げるいずれかの者と同居の、本人またはその配偶者の親族^(※4) ア. 本人 イ. 親権者 ウ. 配偶者 ⑤ ④アからウまでに掲げる者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子</td></tr></table> (※1) 「受託物」とは、被保険者が日本国内において、他人(レンタル業者を含みます。)*から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な「受託物」」を除きます。 (※2) 「破損」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 (※3) 「被保険者の範囲に関する特約(親権者補償用)」が自動セットされます。 (※4) 「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。	右記以外の場合	被保険者本人が満22才以下の場合で、かつ、被保険者の範囲が本人型の場合 ^(※3)	① 本人 ② 配偶者 ③ 本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の親族 ^(※4) ④ 本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子	① 本人 ② 親権者およびその他の法定の監督義務者 ③ 配偶者 ④ 次に掲げるいずれかの者と同居の、本人またはその配偶者の親族 ^(※4) ア. 本人 イ. 親権者 ウ. 配偶者 ⑤ ④アからウまでに掲げる者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子	被害受託物について正当な権利を有する方に対して負担する法律上の賠償責任の額(被害受託物の時価額が限度となります。)*および判決による遅延損害金から免責金額(1回の事故につき5,000円)を差し引いた額、損害防止費用等をお支払いします。 (注1) 法律上の賠償責任の額および判決による遅延損害金から免責金額を差し引いた額は、保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払の限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)*が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。	●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然消耗、性質による蒸れ・腐敗・さび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●受託物に生じた自然発火または自然爆発 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪または雹(ひょう)による破損による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)*、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された破損による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な「受託物」」の損害 など
右記以外の場合	被保険者本人が満22才以下の場合で、かつ、被保険者の範囲が本人型の場合 ^(※3)										
① 本人 ② 配偶者 ③ 本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の親族 ^(※4) ④ 本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子	① 本人 ② 親権者およびその他の法定の監督義務者 ③ 配偶者 ④ 次に掲げるいずれかの者と同居の、本人またはその配偶者の親族 ^(※4) ア. 本人 イ. 親権者 ウ. 配偶者 ⑤ ④アからウまでに掲げる者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子										
◇	◇	携行品保険金 ★携行品特約 ☆新価保険特約(携行品特約用)セット	○	○	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品^(※)に損害が生じた場合 (※) 「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)*外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。	被害物の損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額をお支払いします。 (注1) 損害額は、再調達価額によって定められます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定められます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害額を定め、価値の下落(格落損)を含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害額とします。 (注2) 損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族の故意による損害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然消耗、性質によるさび・かび・変色、ねずみ食い、虫食い、欠陥による損害 ●携行品の汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として、他の携行品に生じた損害を除きます。				

プラン		保険金の種類・特約	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
普	交		国内	国外			
						(注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。	● 携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ● 戦争、その他の変乱、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 別記の「補償対象外となる主な「携行品」」の損害 など
◇	—	救援者費用等保険金 ★救援者費用等補償特約	○	○	救援対象者が次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者^(*)が費用を負担された場合 ① 保険期間中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ② 保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合 ③ 保険期間中に被った外出中のケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院された場合 (*) 「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族をいいます。	被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な部分を、その費用の負担者にお支払いします。 ア. 遭難した救援対象者の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救援者の現地までの1往復分の交通費(救援者2名分まで)^(*) ウ. 救援者の現地および現地までの行程での宿泊料(救援者2名分かつ1名につき14日分まで)^(*) エ. 死亡されたまたは治療を継続中の救援対象者を現地から移送する費用 オ. 諸雑費(救援者の渡航手続費および救援対象者または救援者が現地において支出した交通費・通信費等をいいます。) ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。 (*) 上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。	● 保険契約者、救援対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による費用 ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による費用 ● 自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用しての運転中の事故による費用 ● 脳疾患、病気または心神喪失による費用 ● 妊娠、出産、早産または流産による費用 ● 外科的手術その他の医療処置による費用(ただし、当社が保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱、暴動による費用(テロ行為による費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用 ● 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ● 入浴中の溺水(ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって生じた場合を除きます。) ● 原因がいかなくとも、誤嚥(えん)によって生じた肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故による費用 など
◇	—	遭難捜索費用保険金 ★遭難捜索費用補償特約 ◎「被保険者の範囲」が本人型である場合にセットできます。	○	×	日本国内において山岳登山の行程中に遭難捜索対象者が遭難^{(*)1}したことにより、被保険者^{(*)2}が捜索費用を負担された場合 (*)1 遭難が発生した時が保険期間中であった場合に限り、保険金をお支払いします。なお、遭難捜索対象者の遭難が明らかでない場合には、下山予定日午後48時間を経過しても下山せず、保険契約者または遭難捜索対象者の親族が、遭難捜索対象者の捜索、救出または移送を次の機関に依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。 ・警察、消防団その他の公的機関 ・遭難捜索対象者の所属する山岳会またはその他の山岳会 ・有料遭難救助隊 (*)2 「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、遭難捜索対象者をいいます。ただし、遭難捜索対象者が死亡して発見された場合または捜索費用を捜索者に支払う前に死亡された場合は、遭難捜索対象者の法定相続人のうちその費用を負担した方をいいます。	捜索費用のうち、捜索者からの請求に基づき被保険者が負担された費用で、かつ、社会通念上妥当な金額をお支払いします。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、遭難捜索費用保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。	
◇	—	ホームヘルパー費用保険金 ★ホームヘルパー費用補償特約 ◎「被保険者の範囲」が本人型である場合にセットできます。	○	○	入院保険金がお支払われる場合において、被保険者が家事に従事できなくなったことにより、被保険者の行うべき家事を代行するためにホームヘルパーを雇い入れたとき。 (注) 被保険者となれるのは、家庭内で炊事、掃除、洗濯などの家事を主として行っている方のみとなります。	入院保険金をお支払いする期間中に被保険者が負担したホームヘルパー雇入費用の額から免責金額(1回の事故につき5,000円)を差し引いた額をお支払いします。 (注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、[支払限度基礎日数]×[ホームヘルパー雇入日数(入院保険金をお支払いする日数または180日のいずれが短い日数を限度とします。)]が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。	● 注意喚起情報のご説明の「4.(1)保険金をお支払いしない主な場合」(4～5ページ)のケガによる損害 ● 保険金支払事由発生時に被保険者が家事従事者^(*)でなかった場合 など (*) 被保険者の家庭において、炊事、掃除、洗濯等の家事を主として行う方をいいます。
◇	◇	ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	○	×	日本国内のゴルフ場において本人が達成した次のホールインワンまたはアルバトロスについて、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ① 次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ等。具体的には次の方をいいます。) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など (注) 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。	次の費用のうち実際に支出した額をお支払いします。 ア. 贈呈用記念品購入費用^(*) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディに対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (*) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含みます。 (注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。	● 日本国外で達成したホールインワンまたはアルバトロス ● ゴルフ場の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ● ゴルフ場の使用人^(*)が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*) 「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。

プラン		保険金の種類・特約	補償地域		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
普	交		国内	国外			
					② 達成証明資料 ^(※1) によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロスなお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に（公式競技の場合は同伴競技者は不要です。）プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を当社所定のホールインワン・アルバトロス証明書 ^(※2) により証明できるものに限ります。 （※1）「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 （※2）「当社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者 (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 （注）この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができます。	（注2）ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数（当社、他の保険会社を問いません。）ご契約の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 （注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。 （注4）保険金のご請求には、当社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	

【補償対象外となる運動等/補償対象外となる主な「携行品」/補償対象外となる主な「受託物」】

補償対象外となる運動等	
山岳登山 ^(※1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(※2) 操縦 ^(※3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 （※1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。 （※2）グライダーおよび飛行船を除きます。 （※3）職務として操縦する場合を除きます。 （※4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。	
補償対象外となる主な「携行品」	
船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機およびこれらの付属品、自動車（自動二輪車を含みます。）、およびその付属品（自動車用電子式航法装置、ETC車載器を含みます。）、原動機付自転車およびその付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品、ラジコン模型およびその付属品、パソコンおよびその付属品、携帯電話・ポータブルナビ等の携帯式通信機器およびこれらの付属品、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動物および植物等の生物、株券、手形その他の有価証券（通貨および小切手を除きます。）、印紙、切手、預貯金証書（キャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等（宿泊券、定期券および回数券を含みます。）、運転免許証、パスポート、帳簿、設計書、プログラム、データ など	
補償対象外となる主な「受託物」	
日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品、自動車（被牽（けん）引車を含みます。）、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物（畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する付属設備および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。）、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物 など	

（2）保険金支払方法を変更する特約等（主なもの）がセットされている場合のお取扱いとは次のとおりとなります。詳細については、普通保険約款・特約でご確認ください。

プラン		特約名	特約の説明
普	交		
◇	◇	天災危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガの場合も、傷害保険金および育児費用保険金をお支払いします。
◇	—	就業中のみの危険補償 （事業主・役員・従業員）特約 ◎「被保険者の範囲」が本人型である場合にセットできます。	次に掲げるケガに限り、傷害保険金をお支払いします。 ① ②以外の場合 職業または職務に従事している間（通常の通勤途上を含みます。）のケガ ② 被保険者が企業等の役員または事業主である場合 次のアまたはイのいずれかに該当する間のケガ ア 企業等の役員または事業主としての職務に従事している間（通常の通勤途上を含みます。）で、かつ、次のいずれかに該当する間 ・企業等の就業規則等に定められた正規の就業時間中（被保険者の休暇を除きます。） ・企業等の施設内にいる間および企業等の施設と企業等の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復する間 ・取引先との契約、会議（会食を主な目的とするものを除きます。）等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間 イ 被保険者に対し労災保険法等 ^(※) による給付が決定されるケガが発生した場合の職務従事中および通勤中 （※）日本国の労働災害補償法令をいいます。
◇	◇	企業等の傷害保険金受取に関する特約	後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金についても、死亡保険金受取人にお支払いします。
◇	◇	企業等の災害補償規定等特約	普通保険約款等に定められた書類のほか、下記①から③の書類のいずれかが提出された場合、提出された書類で証明された額（提出書類が①の場合は、災害補償規定等に規定された遺族補償額）を限度に、死亡保険金受取人（企業等）に死亡保険金をお支払いします。 ^(※) ① 災害補償規定等の受給者（以下「受給者」といいます。）が保険金の請求内容について了知していることを証する書類 ② 受給者が企業等から金銭を受領したことを証する書類 ③ 企業等が受給者に金銭を支払ったことを証する書類 また、上記①から③の書類をいずれも提出できない場合には、災害補償規定等に規定された遺族補償額を限度に、被保険者の法定相続人に死亡保険金をお支払いします。 ^(※) お支払いする死亡保険金の額が死亡・後遺障害保険金額を下回る場合は、その差額に対する保険料を保険契約者に返還します。 （※）災害補償規定等に対して保険金を支払う他の保険契約または共済契約があり、同一の事故に対して既に保険金が支払われている場合は、他の保険契約または共済契約によって支払われた金額を差し引いた残額を限度とします。
◇	—	交通事故危険増額支払（倍数方式）特約	交通事故によるケガの場合、この特約に定める倍数（2倍）を乗じて、傷害保険金をお支払いします。
◇	—	競技・競争・興行等補償特約 ◎「被保険者の範囲」が本人型である場合にセットできます。	特約に記載された範囲の乗用具を用いて競技等をしている間のケガの場合も、傷害保険金をお支払いします。
◇	—	運動危険等補償特約 ◎「被保険者の範囲」が本人型である場合にセットできます。	上記の「補償対象外となる運動等」のうち、特約に記載された範囲の運動等を行っている間のケガの場合も、傷害保険金をお支払いします。
◇	—	特定職業従事中補償特約 ◎「被保険者の範囲」が本人型である場合にセットできます。	別記の「補償対象外となる職業」のうち特約に記載された範囲の職業等に従事中のケガまたは特約に記載された範囲の乗用具を用いて競技等をしている間のケガの場合も、傷害保険金をお支払いします。
◇	◇	自動継続特約	保険申込書に記載された継続年令まで、毎年、前年契約と同内容で自動的に継続されます。 （継続年令は、満70才 ^(※) までの任意の年令をご指定いただけます。特にご指定がない場合には、満70才 ^(※) までとさせていただきます。） お客さまより継続内容の変更や継続の中止をご希望される場合には、ご契約満期日の前月の10日までに取扱代理店または当社までご連絡ください。なお、保険料率の改定が実施された場合、継続契約の保険料が変更となります。改定日以降の継続契約から改定後の保険料率が適用されますので、あらかじめご了承ください。 <ご注意> ・保険金支払またはその請求があった場合には、自動継続を中止させていただくことがあります。自動継続を中止した場合には、継続後の保険契約の条件を変更させていただく場合や、引受けをお断りさせていただく場合があります。 ・当社より継続を中止させていただく場合には、ご契約満期日の前月の10日までにご連絡いたします。 （※）育児費用補償特約をセットした場合は、満22才とします。

補償対象外となる職業	
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士	その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

用語のご説明

	用語	説明	
〆行	アルパトロス	ホールインワン以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。	
	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。	
	医師	被保険者 ^(*) が医師の場合は、被保険者 ^(*) 以外の医師をいいます。 (*) 救援者費用等補償特約の場合は救援対象者となります。	
因行	危険	傷害、損失または損害等の発生の可能性をいいます。	
	救援者	救援対象者の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。	
	救援対象者	普通保険約款における被保険者をいいます。	
	競技等	競技、競争、興行 ^{(*)1} または試運転 ^{(*)2} をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 (*)1 いずれもそのための訓練を含みます。 (*)2 交通傷害プランの場合は訓練(自動車等での運転資格を取得するための訓練を除きます。)を含みます。	
〆行	頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。	
	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者によって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状 ^(*) を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ① 細菌性食中毒 ② ウイルス性食中毒 (*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。	
	現地	事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。	
	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。	
	交通事故によるケガ	次に掲げる事故によるケガをいいます。 ① 運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ^(*) ② 運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故 ^(*) ③ 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故(異常かつ危険な方法で搭乗している場合は対象になりません。) ④ 乗客として交通乗用具の改札口に入ってから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故 ⑤ 道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故 ^(*) (ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限りません。) ⑥ 交通乗用具の火災 (*) 立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。	
	交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、エレベーター等、普通保険約款または特約に定められたものをいいます。	
	誤嚥(えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入います。	
	ゴルフ場	ホールインワン・アルパトロス費用補償特約においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。	
	〆行	再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。
		時価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の時価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
始期日		保険期間の初日をいいます。	
失効		この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。	
自動車等		自動車または原動機付自転車をいいます。	
支払限度日数		支払対象期間内において、入院保険金および通院保険金の支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、保険証券記載の期間または日数としします。	
支払対象期間		入院保険金および通院保険金の支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、保険証券記載の期間または日数をいいます。なお、入院が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。	
重度後遺障害		後遺障害のうち、両眼の矯正視力が0.02以下になった場合、神経系統の機能等に著しい障害を残し、随時介護を要する場合等をいいます。	
酒気帯び運転		道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転することを入います。	
	手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ^{(*)1} 、ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ② 先進医療に該当する診療行為 ^{(*)2} (*)1 ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (*)2 ②の診療行為は、治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。	

	用語	説明
図行	乗用具	自動車等、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
	先進医療	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、お支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。手術を受けた時点において、先進医療に該当しない場合、お支払の対象外となります。
	捜索者	遭難捜索対象者の捜索、救出または移送の活動に従事した方をいいます。
	捜索費用	捜索者が捜索、救出または移送に要した費用をいいます。
	遭難捜索対象者	普通保険約款における本人をいいます。
	その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
図行	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
	治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
	溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
	同伴キャディ	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
	同伴競技者	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
図行	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
四行	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。
	被保険者	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	扶養者	被保険者を扶養する方で、保険証券(または保険契約継続証)に記載された方をいいます。
	分割保険料	保険料を分割して払い込む場合の1回分の保険料をいいます。
	ホームヘルパー	炊事・掃除・洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。
	ホールインワン	各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券(または保険契約継続証)記載の保険期間をいいます。
	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	この保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
	保険料払込期日	保険証券(または保険契約継続証)記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
	図行	本人
満期日		保険期間の末日をいいます。
未婚		これまでに婚姻歴がないことをいいます。
無効		保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
免責金額		支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
	目撃	被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することを行います。

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)
<http://www.ms-ins.com>

● ご相談・お申込先